

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会の 運営について（案）

平成 22 年 2 月 16 日

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会及びコンテンツ強化専門調査会の設置について」（平成 22 年 2 月 10 日知的財産戦略本部決定）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1．議事の公開について

- (1) 専門調査会は原則として公開する。ただし、会長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (2) 専門調査会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

2．配布資料の公開について

専門調査会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

3．参考人の招致について

会長は、専門調査会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

4．知的財産戦略本部員のオブザーバー参加について

知的財産戦略本部員は、専門調査会にオブザーバーとして参加することができる。

5．運営事項について

前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。